

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う山形大学修学支援事業
学生支援奨学金」返済免除申請要項

1 趣旨

「山形大学基金」による「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う山形大学修学支援事業学生支援奨学金」（以下「奨学金」という。）を借り受けた学生が、奨学金の返済開始時期となっても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的事情で返済が困難な場合に、順調な修学等の継続や卒業・修了後の新生活への円滑な移行を目的として、本奨学金の全部の返済を免除する。

2 返済免除の要件

本奨学金を借り受けた学生のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。

(1) 以下の（ア）（イ）の両方を満たす者

（ア）新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入が大幅に減少（令和元年 12 月時点より 50%以上減少）した、または予定していたアルバイトができなかったこと

（イ）家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの返済支援が期待できないこと

(2) 返済時期が卒業・修了後である場合、新生活における収入に占める返済金額の割合が高い等、経済的に生活が困難であると予想される者

(3) その他、災害（新型コロナの影響含む）・傷病等により就業できない等、返済が困難となる特別な事情がある者

3 返済免除の申請方法

本奨学金の返済免除を希望する学生は、web class のフォームに必要事項を記入の上送信し、要件を満たすことを証明する書類を電子データでアップロードする。

4 申請要件を満たすことを証明する書類について

要件項目	証明書類
(1) (ア) アルバイト収入が大幅に減少したこと	・アルバイト先からの給与明細（令和元年 12 月支給分のものと、返済免除申請時点支給分のもの） ・給与明細がない場合は、申請フォームの所定の欄に詳細を記入する
(1) (イ) 家庭からの返済支援が期待できないこと	次のいずれか 1 つ ・住民税所得割が非課税であることの証明書（両親 2 名分） ・新型コロナウイルス感染症に係る公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（※後述） ・その他収入が減少したことがわかる書類（源泉徴収票等） ・上記以外の事情により家庭からの支援が期待できない場合は、申請フォームの所定の欄に詳細を記入する
(2) 卒業・修了後の生活が経済的に困難であること	・申請フォームの所定の欄に詳細を記入する
(3) 返済が困難となる特別な事情	・申請フォームの所定の欄に詳細を記入する

5 申請期限

返済開始月の2ヶ月前まで

(4・5月返済開始の方及び令和3年3月卒業・修了生は、3月12日(金)までに申請)

6 返済免除の認定

返済免除の認定は、返済免除の要件と申請内容を確認の上、役員会において決定する。

7 認定の時期

返済免除の申請のあった月の翌月(予定)

※認定の結果については、申請フォームに記載された住所宛に郵便で通知する。(留学生で日本国外に在住の場合は、メールアドレスに送付する)

8 その他

- (1) 申請フォーム、証明書等に記載されている個人情報は、本奨学金業務に限定し利用するものであり、申請者個人の情報を公にすることはなく、その他の目的に使用することは一切ありません。

ただし、本学学生の修学環境等の分析・調査の際に、個人情報を秘匿した上で、利用する場合があります。

- (2) 申請内容が事実と異なることが判明した場合は、認定を取り消し、奨学金の返済を求める場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に係る公的支援措置を受けている場合の受給証明書等

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)
- ・ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・ 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
- ・ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
- ・ 国税・地方税の納付猶予
- ・ 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
- ・ 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- ・ 小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)
- ・ 危機対応融資
- ・ セーフティネット保証4号
- ・ セーフティネット保証5号
- ・ 危機関連保証
- ・ 緊急小口資金
- ・ 総合支援資金(生活費)

【問い合わせ先】

山形大学エンロールメント・マネジメント部学生支援課

〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12

TEL: 023-628-4015 / 4773

E-mail: k-gakumu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp